

統計調査の民間開放・市場化テストに関する経緯等

統計調査の民間開放・市場化テストに関する主な検討経緯	・・・・・・・・ 1
公共サービス改革法案と指定統計調査について	・・・・・・・・ 2

統計調査の民間開放・市場化テストに関する主な検討経緯

時 期	事 項
16年12月24日	<p><u>規制改革・民間開放推進会議「第1次答申」の取りまとめ・公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定統計の民間開放を推進 ・ 指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検討するため試験調査等を実施 指定統計は、市場化テストのモデル事業の対象とされず
17年3月25日	<p><u>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(改定)の閣議決定 (参考2)</u></p> <p>指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の包括的民間委託に関し、具体的にどのような弊害が生じ、予防手段として何が講じえるか等についての検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施</p>
3月31日	<p><u>「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)の公表 (参考3)</u></p>
6月10日	<p><u>「政府統計の構造改革に向けて」(経済社会統計整備推進委員会報告) (参考4)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、遅くとも平成18年度に、結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる試験調査を行い、実証的に検討 ・ 世帯対象の調査では、実施主体に対する信頼感など心理的側面が精度に影響 当面、企業対象の小規模な調査から検討
12月21日	<p><u>規制改革・民間開放推進会議「第2次答申」の取りまとめ・公表 (参考5)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」について、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施 ・ 総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成18年度前半までに計画を策定
18年2月10日	<p><u>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(公共サービス改革法案)の閣議決定、第164回通常国会提出</u></p>

公共サービス改革法案と指定統計調査について

1. 指定統計調査の事務の官民競争入札等の実施方法

公共サービス改革法案では、国の事務は国が、地方公共団体の事務は地方公共団体がそれぞれ官民競争入札又は民間競争入札を行うこととなっている。

このため、指定統計調査に関する事務について官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合は次の方法をとることになると考えられる。

1 国の直轄調査の場合

公共サービス改革法に基づき、国が官民競争入札又は民間競争入札を実施。

2 地方公共団体が実査事務等を行う場合

- (1) 地方公共団体の個別の判断により、地方公共団体が条例・規則を定め
たうえで、その事務（法定受託事務）について官民競争入札又は民間競争
入札を実施。

（注）地方自治法及び施行令に基づき、公共サービス改革法に準じた手続を地方公共団体が自らの
創意工夫を生かし条例・規則に定めることが必要

【課題】結果についての全国統一性を確保する観点からの方策の検討。

- (2) 地方公共団体の事務（法定受託事務）を国の事務と位置付け直した上
で、国が公共サービス改革法に基づき民間競争入札を実施

【課題】法定受託事務を国の直接執行事務とした上で、有利な申込みをし
た民間事業者がいなかった場合、法定受託事務に戻すことは困難であ
ること（受け皿となる民間事業者が確実に存在することをどのように
確認するかの検討）

2. 留意点

18年度に統計局が行う試験調査等により、これらの方法のそれぞれにつ
いての課題等を実地に検証する必要がある。